雇用、福祉、教育等の連携に関する 関係法律及び附帯決議等

〇障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年七月二十五日法律第百二十三号) (抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するように努めなければならない。

〇障害者自立支援法(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)(抄)

(市町村等の責務)

第二条 (第1項 略)

一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。)の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(第二号以下 略)

(第2項及び第3項 略)

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

(第2項及び第3項 略)

〇発達障害者支援法(平成十六年十二月十日法律第百六十七号)(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 (第1項から第3項 略)

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、 保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保 するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これら の部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体 制の整備を行うものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

(第2項 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する る附帯決議(抄)

〇衆議院厚生労働員会(平成17年6月8日)

五 障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者(ジョブコーチ) に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者雇用の経験を有す人 材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助者の確保に 努めること。

○参議院厚生労働委員会(平成17年6月28日)

- 十、障害者の職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者(ジョブコーチ) に関する助成金の新設に当たって、企業において障害者と共に就労した経験 を有する人材を活用する等により、質を確保しつつ必要な数の職場適応援助 者の確保に努めること。
- 十六、発達障害者の就労を支援するため、雇用率への適用を検討するとともに、 発達障害者支援センター等との連携を取りつつ適切な職場適応援助等を行う こと。
- 十七、公共職業安定所等労働関係機関と各教育機関が障害のある生徒の社会 的・職業的自立に向けた教育、進路指導、就業した卒業者の職場適応・定着 支援とそれに対応した職業リハビリテーションの実施に当たって、各段階に おいて連携協力を図り、総合的な指導・支援を行うよう努めること。